

### 3 銃砲刀剣類所持等取締法関係

- (5) 講習終了証明書の書換え又は再交付の申請・同交付
- (6) 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請・同交付
- (7) 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請・同交付

#### ア 書類等の準備

- 返信用レターパックプラス ※ 申請者等の住所、氏名等を記載する。
- 書換え
  - 講習修了証明書等書換申請書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第 21 号） ※ 必要事項を記載する。
  - (5)講習修了証明書、(6)教習資格認定証、(7)技能講習修了証明書
  - 住民票の写し（変更の日付、内容がわかるもの）
- 再交付
  - 講習修了証明書等再交付申請書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第 22 号） ※ 必要事項を記載する。

※ 講習修了証明書、教習資格認定証、技能講習修了証明書の書換え等は必ずしななければならないとは限りません。管轄警察署の生活安全課にお問合せください。

#### イ 郵送

- 申請書の「申請年月日」には、発送日を記載。
- 簡易書留 又は  レターパックプラス  
で管轄警察署あてに郵送する。

※ 郵便が管轄警察署に到達し、内容に問題なければ、後日、管轄警察署から書換え又は再交付後の(5)「講習修了証明書」、(6)「教習資格認定証」、(7)「技能講習修了証明書」を郵送します。

（不備等があれば、管轄警察署から連絡をします。）